平成２１年（フ）第６３号
岩手県宮古市八木沢３丁目８番23―103号　市営住宅
債務者　大森　佐助
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４４５号
静岡県浜松市東区下石田町1135番地の１　ホワイトピア105号
債務者　尾形　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
静岡県浜松市北区三ヶ日町釣18番地の１
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
静岡県袋井市高尾町７番地の４
債務者　鈴木光太郎
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０１４号
横浜市緑区白山３丁目14番３号　ベルコート白山Ａ棟101号
債務者　久世　正夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６８号
横浜市瀬谷区三ツ境69番地16　三ツ境南住宅２棟109号
債務者　丹野　麻矢
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９１号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目26番地の13　石井テラスハウス２号
債務者　開米　良幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９２号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目26番地の13　石井テラスハウス２号
債務者　開米　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２１号
横浜市中区松影町３―10―16　ロイヤル石川町216、住民票上の住所横浜市戸塚区平戸町567番地１　リーベスト東戸塚305号
債務者　山田　義晴
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７４号
横浜市都筑区中川６丁目１番Ｇ―202号
債務者　高橋　靖洋
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８０号
神奈川県大和市南林間１丁目14番７号　コーポ春日Ｂ棟202
債務者　野口　聖子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９５号
横浜市金沢区大道１丁目54番８号
債務者　松本　幸香
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０７号
横浜市保土ケ谷区岡沢町22番地７　中村勝美方、住民票上の住所横浜市戸塚区品濃町1803番地27　ヴィルヌーブガーデンズ東戸塚Ａ―806号
債務者　冨塚　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２８号
横浜市港南区日限山４丁目11番20号　新倉方
債務者　福田　周平
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３４６号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目718番地　彦坂荘１号棟２Ｆ８号室
債務者　林　　良仁
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８１号
横浜市戸塚区汲沢町446番地
債務者　後藤　利子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部